

令和5年度京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業における
新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として、京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場事業）（以下「つどいの広場事業」という。）を実施する者が新型コロナウイルス感染症対策事業を実施するに当たり要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助の対象者は、京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実施要綱第2条の規定に基づき、本市が委託するつどいの広場事業の受託者とする。

（補助対象経費）

第3条 本補助の対象経費は、つどいの広場事業において、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、事業所の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合（令和5年4月1日から5月7日までの間においては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合。）に、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要となる、次の各号に定める経費のうち、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 緊急時の職員確保に係る費用
職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用
- (2) 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用
消毒掃除費用等

（補助金の額）

第4条 市長は、第3条に定める経費として、1施設につき、300,000円を上限として補助金を交付する。補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 2 つどいの広場事業を年度の途中から新たに実施したときは、事業を新たに実施した日の属する月から事業実施月を算出し、25,000円×事業実施月数により得た額を上限額とする。
- 3 つどいの広場事業を1箇月にわたり実施しないときは、1箇月にわたり実施しない月を事業未実施月とし、300,000円－25,000円×事業未実施月数により得た額を上限額とすることができる。

（交付の申請兼実績報告）

第5条 条例第9条の規定による申請及び条例第18条の規定による実績報告は、完了日の属する年度末までに、次の各号に定める書類を提出して行わなければならない。

- (1) 令和5年度京都市つどいの広場事業における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- (2) 令和5年度京都市つどいの広場事業における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金収支決算書（第2号様式）

- (3) 緊急時の職員確保に係る費用に関しては、時間当たりの単価、勤務シフトが分かる資料等の写し
- (4) 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用に関しては、領収書等の写し
- (5) その他実績額の算出に関し参考となる資料

(交付決定兼交付額決定の通知)

- 第6条 市長は、前条の申請兼実績報告に対し、条例第10条各項及び同条例第19条の決定を行い、その旨を令和5年度京都市つどいの広場事業における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（第3号様式）により通知する。
- 2 市長は、前項の規定により確定した交付額を支払うものとする。

(関係書類の整備)

- 第7条 条例第16条1項に規定する市長等が定める期間は、事業の完了日の属する年度の終了後から5年間とする。
- 2 前項に規定する書類は、保存期間の満了までに市長の求めがあった場合は、速やかに提出しなければならない。

(その他)

- 第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部長が定める。

附 則

- この要綱は、決定の日から施行し、令和5年度分についてのみ適用する。